

●香川県告示第173号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年4月26日から同年5月17日まで一般の縦覧に供する。

平成23年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津丸亀線（205号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字山階字岡山1420番1地先から 仲多度郡多度津町大字山階字水附888番1地先まで	前	7.8~9.9	118	水月橋架替工事に伴う 仮設道の設置
	後	7.8~9.9	118	
		8.3~14.7	135	

- 4 供用開始の期日 平成23年4月26日